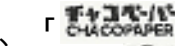

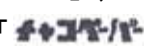
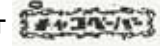

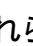


(2) *Souvanee Sei-nee v. Seksan Watanapom et al.*, No. 81-82/2538(1995), J.S.C., January 10, 2538 (1995).

被告は、登録商標「SPS」（1987年にパンツについて登録）を有する原告と取引をしていたが、取引関係が終了後に、被告商標「SPS」（縦に記載されており、一部文字が重なっている）（1985年登録）を登録した場合において、両商標は異なる部分はあるものの、称呼が同一であることから、両商標が同じ類の商品に用いられた場合、需要者に混同を生じるため、自己の利益のため原告商標を使用することにより、誠実に行動していないとして、被告は被告商標の正当な権利者であるとは認められないとした事例

(3) *Chaco Paper Co. Ltd. et al. v. Somchai Jirawattanachai*, No.5269/2542 (1999), J.S.C., August 18, 2542 (1999).

原告らは、日本語のアルファベットから構成される「」、「」の商標を使用しており（商標は未登録）、一方、被告の商標である「」、「」は日本語の文字と装飾的な枠組みから構成されていた。原告らおよび被告により使用された日本語のアルファベットは、重要な部分では同じであるが、最初のアルファベットが「」であるのか、「」であるかの相違があった。最高裁判所は、これらの商標は非常に類似しており、これらが使用された商品は出所が同一であると誤って導く程度に酷似しているとし、この混同は、原告らと被告が商標を使用する商品が同じであることから明白であるとしている。

(4) *Takasago Korio Koyoe Kabushiki Kaisha v. Chinta Trading (1971) Pharmaceutical Manufacturer Co, Ltd.*, J.S.C., No.6121/2544(2001), August 3, 2544(2001).

被告は原告の商標登録出願に対して、同一の類の商品に関してすでに登録していた商標と同一又は類似であるとして異議申立した結果、登録官は原告の出願を拒絶した。原告は、原告自身は商標委員会に対して不服申立をしたが棄却されたので、IP&IT裁判所に提訴した。原告の商標は、三つの三角形から成り、長方形の下に二つの正方形が並んでいる図形である（下記 1 参照）。原告は、意図的に T の字の隙間を作ったが、これは TAKASAGO という原告の企業名を反映させたものである。

一方、被告の商標は、同じ大きさの正方形四つから構成された図形である（下記 2 参照）。上に二つ、下に二つの四角があり、それぞれの正方形の間には日本の直線があり、直角に上下左右を分けている。原告の商標と被告の商標は共に四角い。それぞれの四角の数とその四角と四角の間には隙間がある。裁判所は、被告の商標は、多くの場合「CHINTA」という言葉と組み合わせで使用されており、顧客もときには被告の商品である薬品をチンターと呼んでいることから二つの商標は同一又は類似ではないこと、また、このことから一般的には両者の識別が困難ではなく、さらに双方の顧客も異なるグループであることから、公衆の誤認混同を生じることはないとされた。そして、原告は、被告よりも前に自己の商標を使用するとともに、商標自体は国内外において登録していたため、被告の商標の模倣ではないこと（校閲者註：good faith の認定に関わる問題である）も認めた。結論として、原告の商標と被告の商標とは、二つとも四角であるということ共通しているが、原告の商標は被告の登録商標とは同一又は類似ではなく、商標権者の出所について誤認と混同を生じる物ではないと判断した。